## <mark>花と</mark>みどりの三重づくり基本計画(仮称)素案 概要版

### 第1章 / はじめに

#### ◆ 計画策定の経緯

県では、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことを目指し、令和5年4月に「花とみどりの三重づくり条例」が施行されました。

前述の条例に基づき、国、県民、事業者等と協働し、県内の事業者が生産する花とみどりの活用に努めながら、花とみどりの活用の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施していくため「花とみどりの三重づくり基本計画」を策定します。



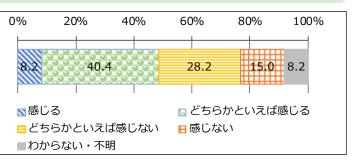
#### ◆ 計画期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。

#### 第2章 / 花とみどりを取り巻く状況

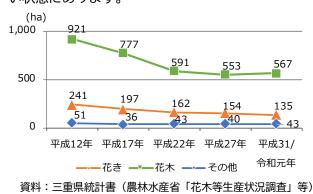
◆花とみどりに関する県民意識 身近な自然や環境が守られていると実感している層(「感じる」+「どちらかといえば感じる」) は全体の約半数を占めています。

資料:「第11回みえ県民意識調査」 (令和4(2022)年6月三重県)



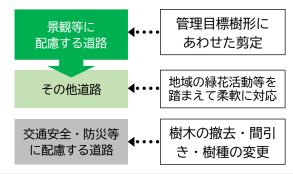
#### ◆花き花木作付面積の推移

花き作付面積は、過去 20 年の間に半数近くまで 減少しています。一方、花木作付面積は、近年横ば い状態にあります。



#### ◆街路樹の維持管理の現状

「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、「景観に配慮する道路」、「交通安全・防災等に配慮する道路」、「その他道路」の3つに区分に応じた街路樹の適切な維持・管理等に取り組んでいます。



#### 第3章

#### 計画の基本的な方針

#### ◆ 計画のめざす姿と取組にあたっての視点

条例がめざす「花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重」の実現に向け、県、 市町、県民及び事業者が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に花 とみどりに関する取組を進めていく必要があります。

取組にあたっては、条例で定める基本理念をふまえた「取組の視点」(知る・魅せる・ つなぐ)を設定し、幅広い分野にかかわる花とみどりの施策を推進していきます。

#### 【めざす姿の実現に向けた取組イメージ】

めざす姿

## 花とみどりで優しさあふれる 健やかなふるさと三重

基本理念

県民及び事業者の 意識の高揚等 花とみどりの効用 等の有効活用

多様な主体の 連携協力

# 1 徒とみどりを 知る

取組の 視点 

# 2 花とみどりを 魅せる

# 3 花とみどりで

基本的 施策

10 施策

#### ◆ 実現のための基本方針

本計画では、前述の施策の推進等にあたり、その基本方針を次のとおりとします。

R6-R9 基本方針

### 花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり

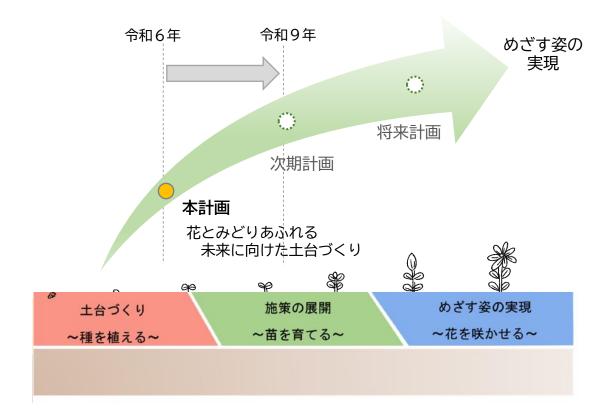
~多くの県民が花とみどりが活用された まちづくりを実感するために~

本県は、条例が制定されたことで、花とみどりにあふれる未来に向 けスタートラインに立ちました。

本計画の期間は、「花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置付けて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。

今後、計画の策定と結果の検証を繰り返し、段階的に条例がめざす 姿に近づいていく必要があります。

#### 【実現イメージ】



#### 第4章

#### 基本的施策の展開

#### 【基本的施策1】 県有施設等における花とみどりの活用





方向性

○県が保有・管理する施設や公園、河川等における花とみどりの活用

○県民参加による維持管理や、緑化・交流拠点づくりの推進

取組

○県庁舎等の適切な維持管理や花壇の設置、県営都市公園等の緑化推進等

○美化ボランティアへの支援、公共空間緑化に向けた市町への情報提供 等



#### 【基本的施策2】 街路樹等の機能の発揮





方向性

○「三重県街路樹マネジメント方針」に基づく適切な維持管理

○街路樹等の良好な景観維持のため、県民・企業等との協働

取組

○街路樹の維持管理/植樹帯における雨水浸透桝の整備 等

○「みえ花と絆のプロジェクト」推進/道路美化・維持活動への支援 等



#### 【基本的施策3】 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進





方向性

○社会福祉施設等における、花とみどりを通じた交流促進や花壇の設置・ 樹木の植栽等による緑化推進

取組

○農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動/社会福祉施 設等への花とみどりの活用事例の情報提供 等



#### 【基本的施策4】 花とみどりの文化の振興





○家に花を飾る工夫の紹介等、日常生活での花とみどりの活用の促進

方向性 〇街路樹文化や生花文化等、花とみどりの文化の継承

○研修会や観察会の開催による、花とみどりに関する知識や文化の普及

取組

○県営都市公園における花苗ポット等の配布や草木の観察会の実施等

○花とみどりに関する文化の SNS 等を通じた PR

○品評会・展示会の開催/花やみどりの管理に関する講習会の開催



#### 【基本的施策5】 花とみどりの教育等の推進





方向性

○学校での花とみどりにふれあい、大切さを学ぶ活動に対する、情報提供 や技術支援等の充実

○学校が実施している花とみどりの地域活動を継続的に行うための、環境 整備の推進

取組

○学校での、園芸や林業についての学習や体験活動の実施等

○花とみどりを活用した地域の美化活動や清掃運動への支援 等





#### 【基本的施策6】 花とみどりの名所づくりの推進





方向性

○花とみどりの名所となり得る場所の特色を活かした、環境整備を推進 ○ボンスングリの名所について、ホームページは CNIC では、トリ情報祭行

○花とみどりの名所について、ホームページやSNS等により情報発信

取組

○名所の特色に応じた適切な維持管理/森林公園・自然公園の保全・活用 等

○ホームページやSNS、季刊誌を用いた名所の情報発信 等



#### 【基本的施策7】 人材育成等



方向性

○専門的な知識を有する等、花とみどりの活用推進に寄与する人材を育成 できる環境整備

○花き生産者、市場関係者、造園建設業者等への、技術支援や経営指導等 を実施

取組

○花き生産者への支援/資格取得に向けた各種支援/資格の活用手法の検 討 等

○花き生産者に対する技術導入や販売促進に向けた支援等





知る

#### 【基本的施策8】 情報収集等

方向性

○花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために 必要な、情報の収集及び提供、調査研究を推進

取組

○県が所管する研究所等における調査研究の推進や、専門的情報を用いた 事業者等への支援



#### 【基本的施策9】 県民及び事業者の理解の増進等



方向性

○花とみどりに関するイベントの開催や情報発信により、理解増進と活用 気運を醸成

○県民、事業者等に対し、条例の周知、及び花とみどりへの理解増進

取組

○県産花きを使用した飾花展示や寄せ植え等の体験教室の実施/団体等が 開催するイベントの支援 等

○条例の周知にむけた普及・啓発資材の作成/地域の協働活動に係る支援 等





#### 【基本的施策10】 顕彰





方向性

○花とみどりの活用に取り組む県民や事業者の活動をたたえる制度の充実 を図り、様々な活動の成果を発表するコンクール等の開催を検討

取組

○「フラワー・ブラボー・コンクール」の開催/鉢花、花苗、切り花の品 評会の開催、表彰 等

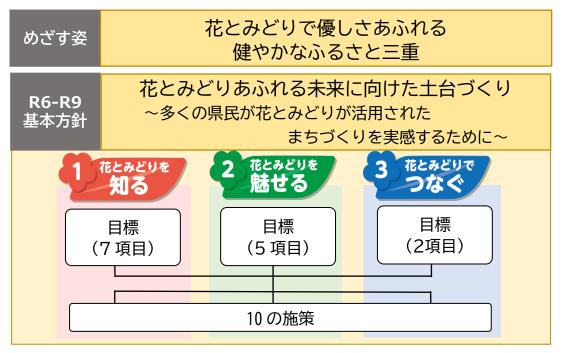


### 第5章 / 計画の実現に向けて

#### ◆ 目標の設定

基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



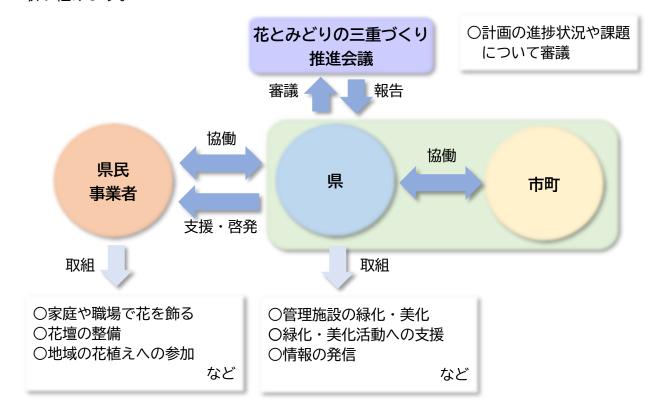
花とみどりを「知る」 主な目標項目	目標値
花とみどりを活用した取組事例等を掲載した県のホームページ「花とみ どりの情報」を通じた情報発信の回数	1回/月
「花とみどりの三重づくり条例」の内容を周知するための普及・啓発資 材の作成	2 コンテンツ/年
花とみどりの効用の周知や花とみどりに触れる機会創出のためのイベント・講習会の実施回数	5回/年

花とみどりを「魅せる」 主な目標項目	目標値
花とみどりを活用した取組を行う県本庁舎・地域庁舎の割合	全庁舎で実施/年
管理目標樹形を設定する街路樹の割合	R 9 65%
花とみどりの名所に関する情報発信のための季刊誌「観光三重」の活 用回数	4回/年

花とみどりで「つなぐ」 主な目標項目	目標値
地域づくりにつなげるための道路、河川等のインフラを舞台とした緑 化活動への参加人数	R9 4,900人/年
地域づくりにつなげるための「花と絆のプロジェクト」による花植え活動の実施箇所数	10 箇所/年

#### ◆ 計画の推進体制

- ・関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業者等で構成される「花とみどりの三重づくり推進会議」を設置し、計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。
- ・三重県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的か つ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関する様々な活動に 取り組みます。



#### 

6月 2月 4月 5月 10月 12月 3月 4月 7月 11月 1月 8月 9月 常任委員会(今後の進め方について説明) 常任委員会(素案説明) 常任委員会(最終案説明) 常任委員会(議案審議) 計画の公表 議決 議案上程 4/1 骨子検討·素案作成 準備 最終案作成 修正 花とみどりの三重づくり条例 骨子案作成 推進会議委員選定 庁内調整 推進会議準備会で審議 推進会議準備会で審議 推進会議で審議 市町意見照会 パブリックコメント 推進会議で審議 施行

## 

	委員名(敬称略)	ご所属等	主な観点	
学識経験のある者	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授	計画全般	景観計画
	松尾 奈緒子	三重大学准教授	計画全般	緑地計画・緑地保全分野
	三宅 諭	三重大学教授	計画全般	都市計画
	山田 邦夫	岐阜大学教授	計画全般	緑地計画・緑地保全分野
関係行政機 関の職員	後藤 直紀	中部地方整備局建政部 都市整備課長	第 9, 16 条	施設等における活用、情報収集等
	杉田 悦子	東海農政局生産部 園芸特産課農政調整官	第 12, 16 条	知識等の普及、情報収集等
	林 康子	三重県小中学校長会幹事	第13条	教育等の推進
	山村 武寛	三重県市長会 津市都市政策課長	第8条	市町との連携
花とみどり の活用の推 進に関する 事業者等	市村一雄	福花園種苗(株)	第15,16条	人材育成、情報収集等
	奥田 誠	花の国づくり三重県協議会	第12,16条	文化の振興、情報収集
	加藤 千弘	三重県社会福祉協議会	第 11 条	社会福祉施設等における活用等
	田中彩子	鈴鹿商工会議所	第 15 条	産業支援、人材育成等
	中村 駆	三重県造園建設業協会	第10,15条	街路樹等の機能発揮、人材育成等
	樋口 智子	三重県観光連盟	第14,16条	名所づくりの推進、情報収集等
	前川 良文	(株)緑生園	第11条	社会福祉施設等における活用等
	松尾 廣文	三重県花植木振興会	第 12, 15 条	文化の振興、人材育成等
	望月 俊二	公益財団法人岡田文化財団	第12,14条	文化の振興、名所づくり等